

お客さま用

消費者ローン契約書用の

『用語解説集』

愛知県中央信用組合

(契1003)

【お客様へのお知らせ】

1. 本解説集は、お客様と愛知県中央信用組合との間で締結する各種の消費者ローン契約書に記載された用語を、分かりやすく解説したものです。
2. ご契約内容を十分ご理解いただくために、本解説集をご参照ください。
3. 別途「信用組合取引約定書」をご締結（差入れて）いただいている場合は、信用組合取引約定書の各条項と内容が異なる場合は、信用組合取引約定書の規定にローン契約書の規定が優先しますのでご注意ください。
4. ご契約内容についてご不明な点がございましたら、何なりとお取引店担当窓口までご紹介ください。
5. 本解説集は、ローン契約書「写」、各種特約書「写」などと一緒に、大切にご保管ください。

1. 連帯保証人

保証人には、借主がローン等を返済できない場合に、借主に代わって返済する義務がありますが、連帯保証人は、さらに借主と連帯して返済する義務を負います。連帯責任を負わない保証人は、債権者からローン等の返済を請求された場合でも、まず借主に請求するように求め（「催告の抗弁」）、また借主に返済資力のあることを証明すれば支払を拒むこと（「検索の抗弁権」）ができます。しかし、連帯保証人には催告の抗弁権や検索の抗弁権は認められず、借主の債務不履行があり債権者から請求を受けたときは直ちに借主に代わって返済する義務を負い、その返済ができない場合には借主より先に財産に対する差押え（後記 2 1. 参照）等の強制執行を受けることもあります。金融機関に対する保証は、一般に連帯保証となっています。

なお、連帯保証人が借主に代わって債務の返済をしたときは、連帯保証人は借主に対して求償することができ、この求償のために債権者の権利に代位（後記 3 5. 参照）することができます。

* 「催告の抗弁権」

債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人はまず借主に催告すべきであると請求することができます。但し、借主が破産宣告を受けたり、行方不明のときはその限りではありません。（民法第 452 条）

* 「検索の抗弁権」

債権者が「催告の抗弁権」の規定により借主に催告したあとも、保証人が借主に弁済の資力があって執行が容易であると証明したときは、債権者はまず借主の財産について執行をすることが必要です。（民法第 453 条）

* 「連帯保証人と両抗弁権」

保証人が借主と連帯して債務を負担するときは前二条（「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」）に定めた権利は有しません。（民法第 454 条）

* 「求償権」

保証人が借主のために財産上の利益を与えたときは、その借主に対して返還を求めることができます。（民法第 443 条～民法第 445 条）

2. 措置・措置期間

通常、ローンの借主は借入日の翌日から毎月元利金を返済することになりますが、借入日から一定期間元利金返済をしない扱いを元金返済の「措置」といい、この一定期間のことを「措置期間」といいます。ただし、措置期間中も利息はお支払いただく必要があります。

なおローンの種類によっては、措置扱いできないものや措置期間に制限があるものがあります。

3. 元利金返済額等の自動支払

元利金返済額等の自動支払とは、返済日当日に、コンピューター処理により自動的に借主指定の預金口座（借主名義の口座）から引落としされ、当組合に返済金として支払われる方式のことをいいます。なお、自動支払されるためには、借主は返済日までに（返済日の午後 7 時まで）返済額相当額を返済用口座に預け入れる必要があります。

4. 当組合の休日

当組合の休日は、「日曜日その他法令で定める日に限る」（協金法第6条、銀行法第15条）とされています。具体的には「日曜日」の他、「祝日」、「国民の休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの4日間」および「土曜日」です。

5. 損害金

借主が約定どおり元利金の返済を行わない場合、約定返済日の翌日から入金日（実際の返済日）までの期間について、返済が遅延している元金に借入要領に記載の所定利率を便じて算出された金額を、違約金としてお支払いいただくものです。そのため、この損害金のことを「延滞損害金」または「延滞利息」ともいいます。

6. 繰り上げ返済

ローン契約に定められた期限よりも前に、残っている債務額の一部または全部を繰り上げて返済することをいい、一部の繰り上げ返済を「内入返済」ともいいます。

一部繰り上げ返済をする場合には、「繰り上げ返済後も毎回の返済額を変更せず、最終返済期限を繰り上げる方法」と、「最終返済期限を変更せずに毎回の返済額を計算し直す方法」があります。

こうした繰り上げ返済を行うには、当組合所定の手数料が必要となります。

なお、ローンの種類や個々のお借入内容等により、繰り上げ返済に制約がある場合がありますから、具体的な手続等については、お取引店担当窓口までご照会ください。

【繰り上げ返済についてのご注意点】

- ・ ご返済が滞っている場合には、延滞を解消してからのお手続となります。
- ・ 措置期間（前記2.参照）を設けている場合、措置期間中は一部繰り上げ返済はできません。
- ・ お借入いただいた後、初回元金返済の前には一部繰り上げ返済はできません。
- ・ 一部繰り上げ返済の場合、最終回の返済額が毎回の約定返済額に比べて一定限度を超えて多いときには、最終回返済額への返済に優先的に充当されることにより、一部繰り上げ返済後も最終返済期限が繰り上がらなかつたり、変更後の毎回の返済額が変更前の毎回の返済額より多くなる場合もあります。
- ・ 未払利息（下記7.参照）がある場合には、繰り上げ返済時にご清算いただく必要があります。

7. 未払利息

未払利息とは、発生しているが支払われていない利息のことです。

繰り上げ返済を行う場合、次の未払利息について清算が必要となる場合があります。

① 繰り上げ返済による「半年ごと増額返済部分」の未払利息。

例えば、増額返済月を2ヶ月経過した時点で繰り上げ返済を行う場合、増額返済部分の利息は一般に6ヶ月分を後払いする取扱となっているため、前回の増額返済以降の2ヶ月分の利息が未払利息となり、ご清算いただく必要が生じます。

② 適用利率変更に伴う未払利息

例えば、一般的な元利均等返済型ローンの場合、借入後一定期間毎回の元利金返済額が一定に保たれるため、適用利率が急激に上昇し毎回の発生利息がこれを超える場合、超過した利息額は未払利息となり、後に繰り延べられることとなります。

繰り上げ返済（前記 6.参照）を行う場合にこの未払利息があるときには、ご清算いただく必要が生じます。

8. 担保価値の減少

担保物の減少のことをいいます。不動産や株式等の担保物は、物価や相場の変動等により価格が大きく変動することがあります。その結果、担保物の価格が借入残債務を担保するに不足するほど下落し、価格の回復が相当期間見込めないような状態となることもあります。なお、このように担保価値が減少した場合、当組合は、状況によって他の担保・保証の追加あるいは担保の変更をお願いすることがあります。

9. 信用不安

当組合が貸出を行う場合、借主の信用状態が健全であることを前提としていますが、貸出後の借主の著しい資産・収入の減少あるいは他の債務の増加等により、借主の返済能力に懸念の生じる場合があります。借主の信用不安とは、客観的にみてそのような懸念が生じ、返済ができなくなるおそれがある場合をいいます。

なお、借主に信用不安が生じた場合には、当組合は借主に対し、信用不安を解消するに足る担保・保証の差し入れ、追加、変更などをお願いすることがあります。

10. 債権保全

当組合は、貸出した金銭および利息が回収できない事態とならないよう、返済の遅延等の発生を予防するとともに、万一借主が約定どおりの返済ができない事態となった場合にも、貸出金が全額回収できるよう必要な措置を講じる必要があります。この措置を債権保全といいます。

11. 担保の現状変更

当組合が貸出を行う場合に、借主や保証人から土地や建物等の不動産を担保として差し入れてもらうことがあります。この不動産について、担保価値の変動が生じるような変更を行うことを担保の現状変更といいます。（担保価値が増大する変更も含まれます。）例えば、建物の増改築・取り壊しや、土地を分割して複数の土地として登記する等の変更を行うことをいいます。

12. 第三者のための権利の設定

特定の法律関係について、これに関与する者（これを「当事者」といいます。）以外の者のことを「第三者」といいます。ローン契約における第三者とは、金銭を貸出した金融機関と金銭を借り入れた借主以外の者のことです。

第三者のための権利の設定とは、例えば、この第三者のために賃借権、質権、抵当権（後記 25.参照）等の権利を設定することをいいます。

13. 法定の手続

担保を処分する手続については、担保の種類に応じて各種法律に定めがあり、その手続を法定の手続といいます。ところが、法定の手続をとった場合、一般的に時間を要することもあり、結果として処分の時期が遅れるなど、より有利に処分できるチャンスを逃してしまい、借主・当組合双方の利益とならないことがあります。

そこで当組合は、担保を法定の手続によらず借主と合意の上で任意の方法で売却し、その中から残っている債務額（残債務額）および売却にかかった費用等を回収できるよう、ローン契約時に借主と約定することにしています。

その結果、担保不動産を処分する場合に、相応な条件で当該物件を購入したいという第三者が現れたときには、法律の定めによることなく、借主・当組合双方の合意のもとに第三者に任意に売却することができ、借主・当組合双方にとって時間的・経済的負担を軽くすることができます。

14. 諸費用

ここでの諸費用とは、担保を取立てたり、処分したりするときに要する諸々の費用（例えば売却にともなう手数料や諸税など）のことをいいます。

15. 法定の順序

法定の順序とは、返済された内容（金額、数量等）が債務全体を消滅させることができないとき、その返済を「①債務が複数個ある場合にいずれの債務に充当するか」、「②元本・利息・費用のいずれに充当するか」、について当事者間で合意していない場合に適用される法律（民法）に定められた充当順序のことをいいます。この民法に規定する具体的な充当順序は以下のとおりです。

① 債務が複数個ある場合の充当順序

借主が同一の金融機関に同種の複数個の債務を負っている場合で、その全部を返済しきれないときは、借主がその返済をどの債務に充てるかを指定します。その指定がない場合は当組合が指定できますが、借主が異議を申し出ると金融機関の指定は効力を発しません。その結果、どの債務に充てるかが決められなくなりますが、こうした事態を防ぐため、最終的な充当方法が法律で定められています。

具体的には、

- A. 返済期限が到来した債務とまだ到来していない債務とでは、返済期限が到来したものを優先すること、
 - B. ともに期限が到来している複数個の債務の場合やともに期限が未到来の複数個の債務の場合には、借主に有利な債務（例えば、貸出金利の高低、抵当権等物的担保の有無などを基準に判断）を優先すること、
- が定められています。

② 元本・利息・費用の充当順序

借主は返済期限が到来したものについて返済を行います。その返済額が当組合に対して負担する債務全額に満たず、当事者間で充当の順序の取り決めがない場合、法律では費用、利息、元本の順で充当することを定めています。

消費者ローン契約の場合、前記の法定の順序による弁済充当が、当組合および借主の双方にとって有利とならないことがあるから、必ずしもこれによらないことを約定しています。

16. 事変

例えば、内乱等の騒乱や戦争のような異常な事態をいいます。

17. 保証提携先（または保険者）

消費者ローン契約における保証提携先とは、住宅ローンにおいて借主の当組合に対する債務者について保証を行う「信用保証会社」や提携ローンにおいて同様の保証を行う「提携先企業」などのことをいいます。

保険者とは、損害保険会社または生命保険会社をいい、保険契約者である借主が債務の返済ができなくなった場合に限り、当組合が保険会社から保険金の支払を受けて債権を回収できる保証保険の保険者のことをいいます。

借主がローンを返済できない場合には、これら保証提携先（または保険者）が借主に代わって当組合に債務を返済します。この場合、借主は保証提携先（または保険者）にこの債務全額を返済することになります。

18. 支払の停止

支払の停止とは、借主が負う金銭債務や保証提携先（または保険者）（前記 17.参照）が負う保証債務等の全部または大部分の支払・履行が不能になったことを口頭や行動で表示することをいいます。（この表示は、ことばや文字によらない意思表示を含みます。）

例えば、借主や保証提携先（または保険者）が破産の申立をした場合、店舗を閉鎖して営業を停止した場合、債権者に対して債務整理に入る旨の通知・店頭掲示などをした場合、廃業届を提出した場合などは支払い停止に該当します。

19. 手形交換所の取引停止処分

通常、手形交換所では、手形・小切手の信用秩序を維持することを目的として、取引停止処分制度を設けています。この取引停止処分制度とは、同じ手形交換所地域内で6ヶ月間に2回の不渡りを出した約束手形・小切手の振出人（為替手形では引受人）は、その手形交換所に参加している金融機関との当座勘定取引および貸出取引が2年間停止されるというものです。

20. 期限の利益

期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、ローン契約の場合、借主は「契約で定められた最終返済期限までは、約定どおりに返済していれば、借入金金額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。

ローン規定の「期限前の全額返済義務」条項に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、当然に借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済しなければならなくなります。また、同規定に掲げられている事項のいずれに該当した場合には、当組合の請求により借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済しなければならなくなります。

21. 差押え

裁判所の命令や税金の滞納処分等により、借主の財産（土地家屋、家財道具など）の使用または処分を禁じることを差押えとといいます。

ローン規定の「期限前の全額返済義務」条項における差押えとは、借主に何らかの金銭の支払い請求権を有する第三者が、借主の契約相手方である当組合に提供された担保（不動産、有価証券等）について、自己の請求権を確実に確保できるように、裁判所の命令等により担保や預金債権の処分等を禁止すること、またはその状態を言います。

22. 競売手続の開始

金銭の支払請求権を有する者（債権者）の申出により、裁判所が借主に代わって借主の財産に対して多数の人に買受の申出を行わせて、最高価格の申出人に競売の対象物を売却する担保処分手続を競売とといいます。競売手続の開始とは、債権者の申出により裁判所が競売の対象物を差押える（前記21.参照）ことをいいます。

具体的には、競売対象物件が不動産の場合には、裁判所から借主に「競売開始決定の通知」（差押さえの通知）が送付されたとき、または裁判所が不動産の登記簿に「差押えの登記」を行ったときです。これらの実行により差押えの効力が発生し、競売の手続が開始されたこととなります。

23. 相殺

相殺とは、二者が互いに同種の目的を有する債権をもっている場合に、実際に相互に支払う代わりに、相互の債権を対等額だけ消滅させることをいいます。

なお、当組合が借主から預金をお預かりしている場合、当組合と借主は互いに同種の債権（金銭債権）を有していることになります。

24. 期限未到来の預金

期限の定めのある預金（定期預金など）で、満期が到来していない預金のことです。こうした期限のさだめのある預金については、「満期日まで預金の払戻請求を受けることはない」という期限の利益（前記 20.参照）が当組合にあります。

なお、期限未到来の預金の解約においては、通常、約定利率よりも低い利率が適用されますが、その低い利率を「期限前解約利率」といいます。

ちなみに、当組合から期限未到来の預金と貸出金とを相殺（前記 23.参照）する場合、預金の解約利息は期限前解約利率ではなく、約定利率により日割り計算します。

25. 抵当権

抵当権とは、借主または第三者が所有する不動産等を、その占有（自己のためにする意思をもって物を所持する状態）を移さずに、債務の担保として債権者に提供する旨の契約によって成立する債権者の担保権です。借主が債務を返済しなかった（またはできなかった）場合には、担保を処分して得られた処分代金から残っている債務額（残債務額）と売却にかかった費用を他の債権者に優先して回収できます。この場合、債権者に担保を提供する者のことを「抵当権設定者」といいます。

なお、抵当権は債権者に対して「物の引渡し」を必要としないため、当事者以外にはその実態がつかめません。そのため、抵当権に関わる権利の設定、消滅などの事実関係を当事者以外の第三者に示すため、抵当権者（債権者）と抵当権設定者は共同で法務局に登記・登録を行うことになっています。

26. 権利の行使または保全

借主または保証人に対する「権利の行使または保全に関する費用」とは、抵当権（前記 25.参照）に関する登記費用、担保物件に関する登記費用、担保物権に関する調査費用および担保処分にかかる費用のほか、債権回収、債権保全（前記 10.参照）等のためにかかった費用等をいいます。当組合の各種ローンの規定では、これらにかかる費用については、借主が負担することを定めています。

27. 通常到達すべき時期

本来であれば到達している時期のことで、通常は郵便局員が配達した時点となります。

28. 成年後見人

平成 12 年 4 月に施行された成年後見制度は、成年者で精神上的障害（痴呆、知的障害、精神障害等）により判断能力（事理を弁済する能力）が低下した人を対象とする法定後見制度で、低下した能

力部分を補助支援するものとして、家庭裁判所の審判により補助人・保佐人・後見人（総称して「成年後見人等」）が選任される制度です。

また、成年後見制度では、本人が十分に判断能力を有している間に、将来痴呆などにより援助が必要になった場合に備えて、自ら任意後見人を選んで任意後見契約を締結しておくこともできます。この任意後見契約は、本人の判断能力が不十分となった旨の申出（本人や親族などから申立）を受け、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときに効力が生じます。

この成年後見制度による補助・保佐・後見が開始されると、成年後見人等には特定の法律行為について同意権・取消権、代理権が付与され、これらの行為については本人（被補助人・被保佐人・被後見人）が単独で行うことはできなくなります。また、成年後見人等については、その権限が変更・取消されることもあります。なお、信用組合等取引は一般にこうした制限対象行為に該当するため、借主や保証人が被補助人・被保佐人・被後見人となられた場合には、その旨（成年後見人等の氏名や権限など）を金融機関にお届けいただく必要があります。

29. 債権譲渡

債権者は自己の有する債権を第三者に譲渡することが法律で認められており、この行為を債権譲渡といいます。

例えば、当組合が住宅ローン等の貸出を行った場合、当組合は借主に対して「貸出した金銭を利息とともに返済してもらう」という債権を有するわけですが、この債権を第三者に譲ることができるということです。

30. 個人情報情報センター

個人情報情報センターは、消費者金融の円滑化を図るために、全国銀行協会が設置している信用情報機関で、消費者ローンなどの利用に関する情報を本人の同意のもとで登録し、銀行や当組合等の会員に対してこの情報を取引上の参考資料としています。

全国銀行信用情報センターとその会員は、お客様の個人情報を保護するために、次の措置を講じています。

- ①会員は、消費者ローンなどの申込みや契約にあたっては、契約書などにより情報の登録・利用について本人の同意を得ることとしています。
- ②登録情報を利用できるのは、センターの会員および提携している個人情報機関の会員に限っています。
- ③登録情報は、与信判断および契約後の取引の管理のための参考資料として利用することに限り、その他の目的に利用することは禁止しています。
- ④会員がセンターおよび提携している個人情報機関から得た情報を他者（本人も含む）に知らせることは禁止しています。（本人に対する登録情報の開示はセンターでなければできません）
- ⑤情報が正確に登録されていることを本人に確認いただくために、開示窓口を設置し、本人であることを確認のうえ、登録情報の開示（本人開示）を行っています。

個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当組合ではできません)

①当組合が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020

②同機関と提携する個人信用情報機関

(株)日本信用情報機構 (JICC) <http://www.jicc.co.jp>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町4-1-1 TEL 0120-441-481

(株)シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL 0120-810-414

なお、詳細については、パンフレットをご参照ください。

31. 団体信用生命保険

団体信用生命保険とは、借主が死亡または所定の高度障害状態になられたとき、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である当組合に支払いし、その保険金を限度として債務に充当する仕組みの団体生命保険です。

生命保険契約は、健康状態等に関して生命保険会社に告知する際に事実を記入しなかったり、記入した内容が事実と違っていた場合には、保険契約が解除される場合がありますから、ご注意ください。必要があります。

また、借入後2年以内に保険金が支払われた場合、借入後2年を経過するまでは告知義務違反等の事由により保険金支払が取り消される場合がありますので、担保の抹消は原則として借入後2年を経過するまでは行えません。万一、保険金支払が取り消された場合は、借主(または当該債務の相続人)は直ちに残った債務全額を返済しなければなりません。

32. 公正証書

公証人が法律行為その他私権に関する事実について作成する証書をいいます。公証人の作成した文書は強度の証拠力を有し、またある種の公正証書は執行力を有します。

強制執行の承諾のある公正証書とは、債務不履行の場合には、直ちに借主や保証人の一般財産に対して強制執行をしても異議のない旨を、当事者が公正証書上で合意したものをいいます。

なお、公証人は法務大臣が任命する国家公務員で、法務局または地方法務局に属します。

33. 免責

免責とは、債務の弁済責任を免除されることをいいます。ローン契約書の保証条項では、保証人が

当組合に対する保証債務の弁済責任を免除されることをいいます。

34. 保証債務の履行

保証債務の履行とは、保証人（前記 1.参照）が借主に代わって当組合に債務の返済を行うことをいいます。

35. 代 位

保証人が保証債務を履行（前記 34.参照）することによって、当組合が有する担保権その他の権利を、当組合に代わって取得することをいいます。

36. 保証限度額

保証は、特定の債務を対象としてなされるのが原則ですが、信用組合取引のような継続的な取引関係においては、反復的に生ずる債務を包括的に保証することを内容とする保証契約があり、そのような保証を根保証といえます。

こうした根保証においては保証金額の上限を定めることがありますが、このときの上限を極度額といえます。なお、個人根保証の場合は極度額を定める必要があります。

以 上